

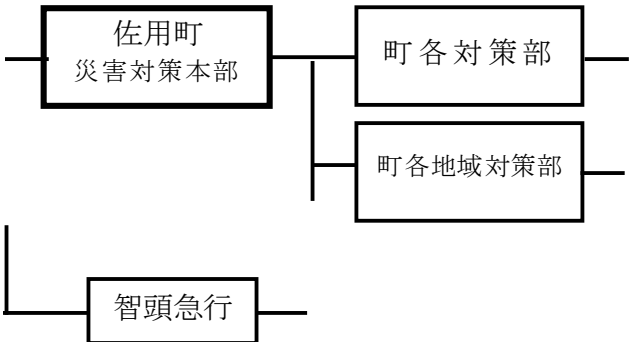
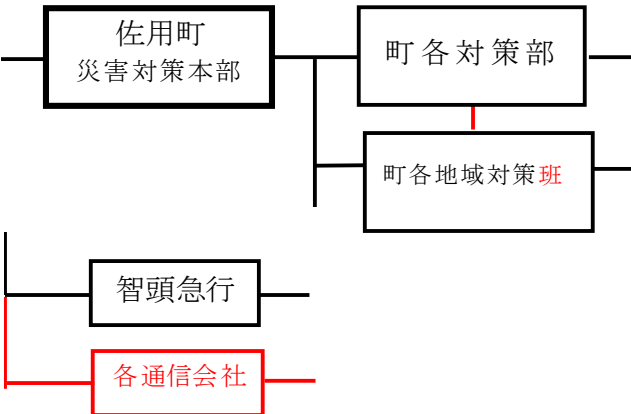
令和 6 年度改定 佐用町水防計画 新旧対照表

項	修正前	修正後	主な理由等								
第 1 章 第 2 節 (P3)	23 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち住民の生命身体に危害が生ずる恐れのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域のことである。県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩落 <u>460</u> 箇所、土石流 <u>120</u> 箇所）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩落 549 箇所、土石流 396 箇所、地滑り 9 箇所）をそれぞれ <u>580</u> 箇所、954 箇所指定している。 また、砂防三法に基づき、<u>土砂災害危険箇所（土石流危険渓流 396 箇所、地すべり危険箇所 9 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 547 箇所）を 952 箇所指定している。</u>	23 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち住民の生命身体に危害が生ずる恐れのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域のことである。県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩落 <u>457</u> 箇所、土石流 <u>118</u> 箇所）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩落 549 箇所、土石流 396 箇所、地滑り 9 箇所）をそれぞれ <u>575</u> 箇所、954 箇所指定している。	・箇所数変更のため ・別添本計画改訂のポイント「①土砂災害に関する取り扱いについて」参照								
第 2 章 第 1 節 (P7)	第 1 節 水防組織 ■ 組織体制及び職員配備図 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	第 1 節 水防組織 ■ 組織体制及び職員配備図 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 <u>2.36</u>m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したとき	県計画修正のため								
第 2 章 第 1 節 (P8)	(1) 連絡員待機 <table><tr><th>名称</th><th>連絡員待機</th></tr><tr><td>設置基準</td><td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</td></tr></table>	名称	連絡員待機	設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	(1) 連絡員待機 <table><tr><th>名称</th><th>連絡員待機</th></tr><tr><td>設置基準</td><td>町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 <u>2.36</u>m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</td></tr></table>	名称	連絡員待機	設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 <u>2.36</u> m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。	県計画修正のため
名称	連絡員待機										
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 2.19m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。										
名称	連絡員待機										
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号相当の水位（佐用 <u>2.36</u> m・久崎 2.44m・三日月 0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。										
第 2 章 第 1 節 (P11)	（修正箇所のみ） 災害対策本部 医療健康対策部 健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・職員の健康管理等）	（修正箇所のみ） 災害対策本部 医療健康対策部 健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・<u>巡回歯科健康相談</u>・職員の健康管理等）	項目の追加のため								

項	修正前	修正後	主な理由等																
第2章 第2節 (P16)	第2節 消防団組織 (修正箇所のみ) ◇ 令和4年4月1日現在 1 団員数：条例定数(850人)、実員数(798人) 4 階級別人員：団長(1人)、専任副団長(1人)、副団長(8人)、分団長(42人)、副分団長(68人)、部長(86人)、班長(101人)、団員(492人)	第2節 消防団組織 (修正箇所のみ) ◇ 令和6年4月1日現在 1 団員数：条例定数(750人)、実員数(703人) 4 階級別人員：団長(1人)、専任副団長(1人)、副団長(8人)、分団長(42人)、副分団長(66人)、部長(86人)、班長(91人)、団員(408人)	時点修正のため																
第3章 第2節 (P21)	1 防災体制基準及び職員配備(水害による被害が生じる恐れがある場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害体制</th><th>災害体制基準</th><th>配備</th><th>配備人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡員待機</td><td>□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき</td><td>連絡員 配備</td><td>企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員</td></tr> </tbody> </table>	災害体制	災害体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき	連絡員 配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員	1 防災体制基準及び職員配備(水害による被害が生じる恐れがある場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害体制</th><th>災害体制基準</th><th>配備</th><th>配備人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡員待機</td><td>□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.36m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき</td><td>連絡員 配備</td><td>企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員</td></tr> </tbody> </table>	災害体制	災害体制基準	配備	配備人員	連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.36m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき	連絡員 配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員	県計画修正のため
災害体制	災害体制基準	配備	配備人員																
連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき	連絡員 配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員																
災害体制	災害体制基準	配備	配備人員																
連絡員待機	□ 町内に暴風警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位(佐用2.36m・久崎2.44m・三日月0.94m)に到達したとき	連絡員 配備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員																
第4章 第2節 (P25)	1 土砂災害特別警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 580箇所	1 土砂災害特別警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 575箇所	箇所数変更のため																
第4章 第2節 (P25)	3 山地災害危険地区 (1) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、町地域防災計画資料編「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり、それぞれ197箇所及び378箇所	3 山地災害危険地区 (1) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、町地域防災計画資料編「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり、それぞれ197箇所及び443箇所	箇所数変更のため																
第4章 第2節 (P25)	4 土砂災害危険箇所 (全て)	(削除)	別添本計画改訂のポイント「①土砂災害に関する取り扱いについて」参照																

項	修正前	修正後	主な理由等																														
第 4 章 第 2 節 (P25)	5 法指定区域 (1) 地すべり防止区域（令和 3 年 9 月 3 日現在） （中略） (2) 急傾斜地崩壊危険区域 町地域防災計画資料編「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所」のとおり 31 箇所	4 法指定区域 (1) 地すべり防止区域（令和 6 年 2 月 1 日現在） （中略） (2) 急傾斜地崩壊危険区域 町地域防災計画資料編「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所」のとおり 34 箇所	・前項削除による項番繰り上げのため ・時点修正のため																														
第 4 章 第 2 節 (P26)	6 警戒危険宅地一覧表（平成 30 年 4 月 1 日現在） <table><tr><th>No</th><th>所在地</th><th>所有者</th><th>予想される被害の内容</th><th>危険度</th></tr><tr><td>1</td><td>佐用町淀 678</td><td></td><td>法面崩壊による家屋損害</td><td>B</td></tr><tr><td>2</td><td>佐用町林崎 55</td><td></td><td>山腹落石による家屋損害</td><td>C</td></tr></table>	No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度	1	佐用町淀 678		法面崩壊による家屋損害	B	2	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C	5 警戒危険宅地一覧表（令和 6 年 6 月 1 日現在） <table><tr><th>No</th><th>所在地</th><th>所有者</th><th>予想される被害の内容</th><th>危険度</th></tr><tr><td>1</td><td>佐用町林崎 55</td><td></td><td>山腹落石による家屋損害</td><td>C</td></tr><tr><td>2</td><td>佐用町佐用 3280 －54 他</td><td></td><td>造成法面崩壊</td><td>C</td></tr></table>	No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度	1	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C	2	佐用町佐用 3280 －54 他		造成法面崩壊	C	・前項削除による項番繰り上げのため ・対象箇所変更のため
No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度																													
1	佐用町淀 678		法面崩壊による家屋損害	B																													
2	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C																													
No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度																													
1	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C																													
2	佐用町佐用 3280 －54 他		造成法面崩壊	C																													
第 5 章 第 1 節 (P27-P28)	2 警報発表基準（警報は重大な災害が発生する恐れのある場合） (1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）令和 4 年 5 月 26 日現在 (修正箇所のみ) <table><tr><td rowspan="5">警 報</td><td>大 雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>16</td></tr><tr><td>大 雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>130</td></tr><tr><td rowspan="3">洪 水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域＝35.5、佐用川流域＝27.9 志文川流域＝18、江川川流域＝11 大日山川流域＝10.4</td></tr><tr><td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域＝（5, 31.9） 佐用川流域＝（11, 20.5） 志文川流域＝（9, 13.8） 大日山川流域＝（5, 6.7）</td></tr><tr><td>暴 風</td><td>平均風速</td><td>20m/s</td></tr></table>	警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5、佐用川流域＝27.9 志文川流域＝18、江川川流域＝11 大日山川流域＝10.4	複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 31.9） 佐用川流域＝（11, 20.5） 志文川流域＝（9, 13.8） 大日山川流域＝（5, 6.7）	暴 風	平均風速	20m/s	2 警報発表基準（警報は重大な災害が発生する恐れのある場合） 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）令和 6 年 5 月 23 日現在 最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun_hyogo/kijun_2850100.pdf (修正箇所のみ) <table><tr><td rowspan="5">警 報</td><td>大 雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>16</td></tr><tr><td>大 雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>137</td></tr><tr><td rowspan="3">洪 水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域＝35.5、佐用川流域＝27.9 志文川流域＝18.1、江川川流域＝10.7 大日山川流域＝10.4</td></tr><tr><td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域＝（5, 31.9） 佐用川流域＝（11, 20.5） 志文川流域＝（9, 14） 大日山川流域＝（5, 6.7）</td></tr><tr><td>暴 風</td><td>平均風速</td><td>20m/s</td></tr></table>	警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	137	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5、佐用川流域＝27.9 志文川流域＝18.1、江川川流域＝10.7 大日山川流域＝10.4	複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 31.9） 佐用川流域＝（11, 20.5） 志文川流域＝（9, 14） 大日山川流域＝（5, 6.7）	暴 風	平均風速	20m/s	・気象情報変更のため ・神戸地方気象台情報による修正のため
警 報	大 雨（浸水害）		表面雨量指数基準	16																													
	大 雨（土砂災害）		土壌雨量指数基準	130																													
	洪 水		流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5、佐用川流域＝27.9 志文川流域＝18、江川川流域＝11 大日山川流域＝10.4																													
			複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 31.9） 佐用川流域＝（11, 20.5） 志文川流域＝（9, 13.8） 大日山川流域＝（5, 6.7）																													
		暴 風	平均風速	20m/s																													
警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16																														
	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	137																														
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域＝35.5、佐用川流域＝27.9 志文川流域＝18.1、江川川流域＝10.7 大日山川流域＝10.4																														
		複合基準 ※1	千種川流域＝（5, 31.9） 佐用川流域＝（11, 20.5） 志文川流域＝（9, 14） 大日山川流域＝（5, 6.7）																														
		暴 風	平均風速	20m/s																													

項	修正前	修正後	主な理由等																								
	(中略) ※ 表面雨量指数とは、<u>短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化した指数。</u> (中略) ※ 流域雨量指数は、<u>降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</u> (中略) ※ 洪水警報の複合基準は、<u>上流域の降雨と、対象地域の降雨の双方の影響が重なって発生する洪水害を想定し、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定められています。</u>	(中略) ※ 表面雨量指数は、<u>短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。</u> (中略) ※ 流域雨量指数は、<u>河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。</u> (中略) ※ 洪水警報の複合基準は、<u>河川の水位が高くなることで周辺の支川や下水道から水があふれる「湛水型の内水氾濫」を想定し、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定められている。</u>																									
第5章 第1節 (P28)	3 注意報発表基準（注意報は災害が発生する恐れのある場合） 令和4年5月26日現在 (修正箇所のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td><td>大 雨</td><td>表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準</td><td>6 97</td></tr> <tr> <td rowspan="2">洪 水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.8 大日山川流域=8.3</td></tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8) 大日山川流域= (5, 6)</td></tr> <tr> <td>強 風</td><td>平均風速</td><td>12m/s</td></tr> </table>	注意報	大 雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	6 97	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.8 大日山川流域=8.3	複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8) 大日山川流域= (5, 6)	強 風	平均風速	12m/s	3 注意報発表基準（注意報は災害が発生する恐れのある場合） 令和6年5月23日現在 <u>最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun_2850100.pdf (修正箇所のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td><td>大 雨</td><td>表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準</td><td>6 105</td></tr> <tr> <td rowspan="2">洪 水</td><td>流量雨量指数基準</td><td>千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.5 大日山川流域=8.3</td></tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td><td>千種川流域= (5, 22.7)、佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5)、江川川流域= (5, 8.5)、 大日山川流域= (5, 6)</td></tr> <tr> <td>強 風</td><td>平均風速</td><td>12m/s</td></tr> </table>	注意報	大 雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	6 105	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域= 8.5 大日山川流域=8.3	複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7)、佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5)、江川川流域= (5, 8.5)、 大日山川流域= (5, 6)	強 風	平均風速	12m/s	・ 気象情報変更のため ・ 神戸地方気象台情報による修正のため
注意報	大 雨		表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	6 97																							
	洪 水		流量雨量指数基準	千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.8 大日山川流域=8.3																							
			複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8) 大日山川流域= (5, 6)																							
	強 風	平均風速	12m/s																								
注意報	大 雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	6 105																								
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域= 8.5 大日山川流域=8.3																								
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7)、佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5)、江川川流域= (5, 8.5)、 大日山川流域= (5, 6)																								
	強 風	平均風速	12m/s																								

項	修正前	修正後	主な理由等
第5章 第1節 (P30)	6 気象警報等の情報連絡図 気象警報等の情報連絡図は、次の図のとおりとする。 (修正箇所のみ) 	6 気象警報等の情報連絡図 気象警報等の情報連絡図は、次の図のとおりとする。 (修正箇所のみ) 	実状にあわせた修正のため
第5章 第2節 (P30)	第2節 水位周知河川における水位到達情報 知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、県民局長は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（町長）等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。 <u>氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の発表する情報の種類、発表基準は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときで、佐用川佐用地点 3.8m、志文川三日月地点 2.4m、千種川上三河地点 5.1mである。</u>	第2節 水位周知河川における水位到達情報 知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、県民局長は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（町長）等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。 <u>町長は、以下の水位情報などをもとに、職員ならびに水防団出動および避難などの判断を行う。</u>	名称変更のため

項	修正前	修正後	主な理由等
第6章 第1節 (P35)	(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値 ○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短期間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 （中略） ○流域雨量指数の予測値 <u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u> （中略） (3) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値 ○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短期間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> （中略） ○流域雨量指数の予測値 <u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下流の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u> （中略） (3) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	神戸地方気象台情報による修正のため

項	修正前			修正後			主な理由等	
第 6 章 第 1 節 (P36)	(1) 神戸地方気象台			(1) 神戸地方気象台			神戸地方気象台情報による修正のため	
		ホットライン (緊急時のみ)	平 時 (防災管理官 室)	状況等の確認 (観測予報管理官 室)		ホットライン (緊急時のみ)		平 時 (防災管理官 室)
	連絡先	ホットライン (有線：非公 開) 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	078-222-8915	連絡先	ホットライン (有線：非公 開) 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	非公開
第 6 章 第 1 節 (P36)	(2) 県及び隣接市町 (修正箇所のみ)			(2) 県及び隣接市町 (修正箇所のみ)			組織名変更のため	
	連 絡 先	一般回線	衛星回線	連 絡 先	一般回線	衛星回線		
	たつの市危機管理課	0791-64-3219	717-211-52	たつの市危機管理監視危機管 理課	0791-64-3219	717-211-52		
	美作市総務課	0868-72-0931	717-033-101-6422-200	美作市総務部危機管理室	0868-72-0931	717-033-101-6422-200		
第 7 章 第 2 節 (P39)	3 安全配慮 町連絡員等は、安全性が高いと考えられる場所ま での避難完了に要する時間を考慮して、自身の危険 性が高いと判断したときには、自身の避難を優先す る。			3 安全配慮 町連絡員等は、安全性が高いと考えられる場所ま での避難完了に要する時間を考慮して、自身の危険 性が高いと判断したときには、自身の避難を優先す る。 <u>巡視に支障のない範囲で、情報収集・伝達等に資 するデジタル技術や ICT 機器の活用ができる。</u>			県計画修正のため	

項	修正前	修正後	主な理由等																																																																																																																																																																																																															
第 7 章 第 4 節 (P41)	■ 異常気象時通行規制区間の道路通行規制基準 <table><tr><th>No</th><th>路線名</th><th>規制区間 (上段；自、下段；至)</th><th>延長 Km</th><th>通行注意 連続雨量</th><th>通行止 連続雨量</th><th>危険内容</th></tr><tr><td>1</td><td>国道 373 号</td><td>佐用町上町 佐用町大願寺</td><td>0.7</td><td>—</td><td>※ 1</td><td>冠 水</td></tr><tr><td>2</td><td>県道穴栗下徳久線</td><td>佐用町字八重谷峠 佐用町下三河</td><td>1.6</td><td>—</td><td>100</td><td>落 石</td></tr><tr><td>3</td><td>県道宮原力万線</td><td>佐用町才金 佐用町才金</td><td>1.2</td><td>—</td><td>100</td><td>〃</td></tr><tr><td>4</td><td>県道市場佐用線</td><td>佐用町住中 佐用町延吉</td><td>4.5</td><td>—</td><td>100</td><td>〃</td></tr><tr><td>5</td><td>県道下庄佐用線</td><td>佐用町東中山 佐用町豊福</td><td>4.7</td><td>—</td><td>100</td><td>〃</td></tr><tr><td>6</td><td>県道吉永下徳久線</td><td>佐用町西新宿 佐用町上秋里</td><td>3.5</td><td>100</td><td>150</td><td>〃</td></tr><tr><td>7</td><td>県道上三河平福線</td><td>佐用町上三河 佐用町海内</td><td>2.8</td><td>—</td><td>100</td><td>〃</td></tr></table> ※ 1 佐用川佐用水位が避難判断水位を超え、以後も水位上昇が見込まれるとき ■ 特殊通行規制区間の道路通行規制基準 <table><tr><th>No</th><th>路線名</th><th>規制区間 (上段；自、下段；至)</th><th>延長 Km</th><th>規制条件 (通行止)</th><th>危険内容</th></tr><tr><td>8</td><td>国道 179 号</td><td>佐用町林崎 佐用町下徳久</td><td>0.3</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>冠 水</td></tr><tr><td>9</td><td>国道 179 号</td><td>佐用町佐用 佐用町上月</td><td>4.5</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>〃</td></tr><tr><td>10</td><td>国道 373 号</td><td>佐用町大酒 佐用町上月</td><td>6.3</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>〃</td></tr><tr><td>11</td><td>県道穴栗下徳久線</td><td>佐用町下三河 佐用町西徳久萩原</td><td>1.8</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>落 石 土砂崩落</td></tr><tr><td>12</td><td>県道若桜下三河線</td><td>佐用町名目津和 佐用町船越</td><td>1.8</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>冠水落石 土砂崩落</td></tr><tr><td>13</td><td>県道吉永下徳久線</td><td>佐用町下秋里 佐用町円光寺</td><td>1.0</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>冠 水</td></tr><tr><td>14</td><td>県道吉永下徳久線</td><td>佐用町久崎 佐用町米田</td><td>5.2</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>〃</td></tr><tr><td>15</td><td>県道後山上石井線</td><td>佐用町奥海 佐用町上石井</td><td>8.9</td><td>現地の状況により危険を察知したとき</td><td>冠 水 落 石</td></tr></table>	No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	通行注意 連続雨量	通行止 連続雨量	危険内容	1	国道 373 号	佐用町上町 佐用町大願寺	0.7	—	※ 1	冠 水	2	県道穴栗下徳久線	佐用町字八重谷峠 佐用町下三河	1.6	—	100	落 石	3	県道宮原力万線	佐用町才金 佐用町才金	1.2	—	100	〃	4	県道市場佐用線	佐用町住中 佐用町延吉	4.5	—	100	〃	5	県道下庄佐用線	佐用町東中山 佐用町豊福	4.7	—	100	〃	6	県道吉永下徳久線	佐用町西新宿 佐用町上秋里	3.5	100	150	〃	7	県道上三河平福線	佐用町上三河 佐用町海内	2.8	—	100	〃	No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	規制条件 (通行止)	危険内容	8	国道 179 号	佐用町林崎 佐用町下徳久	0.3	現地状況により危険を察知したとき	冠 水	9	国道 179 号	佐用町佐用 佐用町上月	4.5	現地状況により危険を察知したとき	〃	10	国道 373 号	佐用町大酒 佐用町上月	6.3	現地状況により危険を察知したとき	〃	11	県道穴栗下徳久線	佐用町下三河 佐用町西徳久萩原	1.8	現地状況により危険を察知したとき	落 石 土砂崩落	12	県道若桜下三河線	佐用町名目津和 佐用町船越	1.8	現地状況により危険を察知したとき	冠水落石 土砂崩落	13	県道吉永下徳久線	佐用町下秋里 佐用町円光寺	1.0	現地状況により危険を察知したとき	冠 水	14	県道吉永下徳久線	佐用町久崎 佐用町米田	5.2	現地状況により危険を察知したとき	〃	15	県道後山上石井線	佐用町奥海 佐用町上石井	8.9	現地の状況により危険を察知したとき	冠 水 落 石	■ 異常気象時通行規制区間の道路通行規制基準 <table><tr><th>No</th><th>路線名</th><th>規制区間 (上段；自、下段；至)</th><th>延長 Km</th><th>通行注意 連続雨量</th><th>通行止 連続雨量</th><th>危険内容</th></tr><tr><td>1</td><td>国道 373 号</td><td>佐用町上町 佐用町大願寺</td><td>0.7</td><td>—</td><td>※ 1</td><td>冠 水</td></tr><tr><td>2</td><td>県道宮原力万線</td><td>佐用町才金 佐用町才金</td><td>1.2</td><td>—</td><td>100</td><td>落 石</td></tr><tr><td>3</td><td>県道市場佐用線</td><td>佐用町淀 佐用町豊福</td><td>2.4</td><td>—</td><td>100</td><td>〃</td></tr><tr><td>4</td><td>県道下庄佐用線</td><td>佐用町東中山 佐用町豊福</td><td>4.7</td><td>—</td><td>100</td><td>〃</td></tr><tr><td>5</td><td>県道吉永下徳久線</td><td>佐用町西新宿 佐用町上秋里</td><td>3.5</td><td>100</td><td>150</td><td>〃</td></tr><tr><td>6</td><td>県道上三河平福線</td><td>佐用町上三河 佐用町海内</td><td>2.8</td><td>—</td><td>100</td><td>〃</td></tr></table> ※ 1 佐用川佐用水位が避難判断水位を超え、以後も水位上昇が見込まれるとき ■ 特殊通行規制区間の道路通行規制基準 <table><tr><th>No</th><th>路線名</th><th>規制区間 (上段；自、下段；至)</th><th>延長 Km</th><th>規制条件 (通行止)</th><th>危険内容</th></tr><tr><td>7</td><td>国道 179 号</td><td>佐用町佐用 佐用町上月</td><td>4.5</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>冠 水</td></tr><tr><td>8</td><td>国道 373 号</td><td>佐用町大酒 佐用町上月</td><td>6.3</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>〃</td></tr><tr><td>9</td><td>県道穴栗下徳久線</td><td>佐用町下三河 佐用町西徳久萩原</td><td>1.8</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>落 石 土砂崩落</td></tr><tr><td>10</td><td>県道若桜下三河線</td><td>佐用町名目津和 佐用町船越</td><td>1.8</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>冠水落石 土砂崩落</td></tr><tr><td>11</td><td>県道吉永下徳久線</td><td>佐用町下秋里 佐用町円光寺</td><td>1.0</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>冠 水</td></tr><tr><td>12</td><td>県道吉永下徳久線</td><td>佐用町久崎 佐用町米田</td><td>5.2</td><td>現地状況により危険を察知したとき</td><td>〃</td></tr><tr><td>13</td><td>県道後山上石井線</td><td>佐用町奥海 佐用町上石井</td><td>8.9</td><td>現地の状況により危険を察知したとき</td><td>冠 水 落 石</td></tr></table>	No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	通行注意 連続雨量	通行止 連続雨量	危険内容	1	国道 373 号	佐用町上町 佐用町大願寺	0.7	—	※ 1	冠 水	2	県道宮原力万線	佐用町才金 佐用町才金	1.2	—	100	落 石	3	県道市場佐用線	佐用町淀 佐用町豊福	2.4	—	100	〃	4	県道下庄佐用線	佐用町東中山 佐用町豊福	4.7	—	100	〃	5	県道吉永下徳久線	佐用町西新宿 佐用町上秋里	3.5	100	150	〃	6	県道上三河平福線	佐用町上三河 佐用町海内	2.8	—	100	〃	No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	規制条件 (通行止)	危険内容	7	国道 179 号	佐用町佐用 佐用町上月	4.5	現地状況により危険を察知したとき	冠 水	8	国道 373 号	佐用町大酒 佐用町上月	6.3	現地状況により危険を察知したとき	〃	9	県道穴栗下徳久線	佐用町下三河 佐用町西徳久萩原	1.8	現地状況により危険を察知したとき	落 石 土砂崩落	10	県道若桜下三河線	佐用町名目津和 佐用町船越	1.8	現地状況により危険を察知したとき	冠水落石 土砂崩落	11	県道吉永下徳久線	佐用町下秋里 佐用町円光寺	1.0	現地状況により危険を察知したとき	冠 水	12	県道吉永下徳久線	佐用町久崎 佐用町米田	5.2	現地状況により危険を察知したとき	〃	13	県道後山上石井線	佐用町奥海 佐用町上石井	8.9	現地の状況により危険を察知したとき	冠 水 落 石	県担当部局情報による修正のため
No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	通行注意 連続雨量	通行止 連続雨量	危険内容																																																																																																																																																																																																												
1	国道 373 号	佐用町上町 佐用町大願寺	0.7	—	※ 1	冠 水																																																																																																																																																																																																												
2	県道穴栗下徳久線	佐用町字八重谷峠 佐用町下三河	1.6	—	100	落 石																																																																																																																																																																																																												
3	県道宮原力万線	佐用町才金 佐用町才金	1.2	—	100	〃																																																																																																																																																																																																												
4	県道市場佐用線	佐用町住中 佐用町延吉	4.5	—	100	〃																																																																																																																																																																																																												
5	県道下庄佐用線	佐用町東中山 佐用町豊福	4.7	—	100	〃																																																																																																																																																																																																												
6	県道吉永下徳久線	佐用町西新宿 佐用町上秋里	3.5	100	150	〃																																																																																																																																																																																																												
7	県道上三河平福線	佐用町上三河 佐用町海内	2.8	—	100	〃																																																																																																																																																																																																												
No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	規制条件 (通行止)	危険内容																																																																																																																																																																																																													
8	国道 179 号	佐用町林崎 佐用町下徳久	0.3	現地状況により危険を察知したとき	冠 水																																																																																																																																																																																																													
9	国道 179 号	佐用町佐用 佐用町上月	4.5	現地状況により危険を察知したとき	〃																																																																																																																																																																																																													
10	国道 373 号	佐用町大酒 佐用町上月	6.3	現地状況により危険を察知したとき	〃																																																																																																																																																																																																													
11	県道穴栗下徳久線	佐用町下三河 佐用町西徳久萩原	1.8	現地状況により危険を察知したとき	落 石 土砂崩落																																																																																																																																																																																																													
12	県道若桜下三河線	佐用町名目津和 佐用町船越	1.8	現地状況により危険を察知したとき	冠水落石 土砂崩落																																																																																																																																																																																																													
13	県道吉永下徳久線	佐用町下秋里 佐用町円光寺	1.0	現地状況により危険を察知したとき	冠 水																																																																																																																																																																																																													
14	県道吉永下徳久線	佐用町久崎 佐用町米田	5.2	現地状況により危険を察知したとき	〃																																																																																																																																																																																																													
15	県道後山上石井線	佐用町奥海 佐用町上石井	8.9	現地の状況により危険を察知したとき	冠 水 落 石																																																																																																																																																																																																													
No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	通行注意 連続雨量	通行止 連続雨量	危険内容																																																																																																																																																																																																												
1	国道 373 号	佐用町上町 佐用町大願寺	0.7	—	※ 1	冠 水																																																																																																																																																																																																												
2	県道宮原力万線	佐用町才金 佐用町才金	1.2	—	100	落 石																																																																																																																																																																																																												
3	県道市場佐用線	佐用町淀 佐用町豊福	2.4	—	100	〃																																																																																																																																																																																																												
4	県道下庄佐用線	佐用町東中山 佐用町豊福	4.7	—	100	〃																																																																																																																																																																																																												
5	県道吉永下徳久線	佐用町西新宿 佐用町上秋里	3.5	100	150	〃																																																																																																																																																																																																												
6	県道上三河平福線	佐用町上三河 佐用町海内	2.8	—	100	〃																																																																																																																																																																																																												
No	路線名	規制区間 (上段；自、下段；至)	延長 Km	規制条件 (通行止)	危険内容																																																																																																																																																																																																													
7	国道 179 号	佐用町佐用 佐用町上月	4.5	現地状況により危険を察知したとき	冠 水																																																																																																																																																																																																													
8	国道 373 号	佐用町大酒 佐用町上月	6.3	現地状況により危険を察知したとき	〃																																																																																																																																																																																																													
9	県道穴栗下徳久線	佐用町下三河 佐用町西徳久萩原	1.8	現地状況により危険を察知したとき	落 石 土砂崩落																																																																																																																																																																																																													
10	県道若桜下三河線	佐用町名目津和 佐用町船越	1.8	現地状況により危険を察知したとき	冠水落石 土砂崩落																																																																																																																																																																																																													
11	県道吉永下徳久線	佐用町下秋里 佐用町円光寺	1.0	現地状況により危険を察知したとき	冠 水																																																																																																																																																																																																													
12	県道吉永下徳久線	佐用町久崎 佐用町米田	5.2	現地状況により危険を察知したとき	〃																																																																																																																																																																																																													
13	県道後山上石井線	佐用町奥海 佐用町上石井	8.9	現地の状況により危険を察知したとき	冠 水 落 石																																																																																																																																																																																																													
第 7 章 第 4 節 (P42)	(図面全て)	P. 42 「（別表 5）事前通行規制区域一覧表」図面 図面全面修正（水防計画 P42 参照）	県担当部局情報による修正のため																																																																																																																																																																																																															

項	修正前	修正後	主な理由等																																																				
第 9 章 第 5 節 (P48)	第 2 節 避難のための立ち退きの指示 洪水のため著しい危険が切迫していると認められるときは、県光都土木事務所長又は水防管理者（町長）は、法第 29 条の規定に基づき、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退を指示する。水防管理者（町長）が指示する場合は、たつの警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。	第 2 節 避難のための立ち退きの指示 洪水のため著しい危険が切迫していると認められるときは、県光都土木事務所長又は水防管理者（町長）は、法第 29 条の規定に基づき、必要と認める区域の住民、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のための立退を指示する。水防管理者（町長）が指示する場合は、たつの警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。	県計画修正のため																																																				
第 9 章 第 6 節 (P50)	（別表 7）指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 (修正箇所のみ) <table><tr><th>地域</th><th>公共施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>収容人員 (人) 注 1</th><th>備蓄 物資</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">佐用</td><td>佐用小学校体育館</td><td>佐 用</td><td>82-2824</td><td>235</td><td>○</td><td>町民プール含む 崩壊土砂流出危険区域</td></tr><tr><td>利神体育館</td><td>口長谷</td><td>83-2100</td><td>220</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>江川体育館</td><td>豊 福</td><td>84-0002</td><td>198</td><td>○</td><td>土砂災害警戒区域</td></tr></table>	地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人) 注 1	備蓄 物資	備考	佐用	佐用小学校体育館	佐 用	82-2824	235	○	町民プール含む 崩壊土砂流出危険区域	利神体育館	口長谷	83-2100	220	○		江川体育館	豊 福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域	（別表 7）指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 (修正箇所のみ) <table><tr><th>地域</th><th>公共施設名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>収容人員 (人) 注 1</th><th>備蓄 物資</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">佐用</td><td>佐用小学校体育館</td><td>佐 用</td><td>82-2824</td><td>235</td><td>○</td><td>町民プール含む</td></tr><tr><td>利神体育館</td><td>口長谷</td><td>83-2100</td><td>220</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>江川体育館</td><td>豊 福</td><td>84-0002</td><td>198</td><td>○</td><td>土砂災害警戒区域</td></tr></table>	地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人) 注 1	備蓄 物資	備考	佐用	佐用小学校体育館	佐 用	82-2824	235	○	町民プール含む	利神体育館	口長谷	83-2100	220	○		江川体育館	豊 福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域	佐用小学校体育館の備考欄変更のため
地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人) 注 1	備蓄 物資	備考																																																	
佐用	佐用小学校体育館	佐 用	82-2824	235	○	町民プール含む 崩壊土砂流出危険区域																																																	
	利神体育館	口長谷	83-2100	220	○																																																		
	江川体育館	豊 福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域																																																	
地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人) 注 1	備蓄 物資	備考																																																	
佐用	佐用小学校体育館	佐 用	82-2824	235	○	町民プール含む																																																	
	利神体育館	口長谷	83-2100	220	○																																																		
	江川体育館	豊 福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域																																																	
第 10 章 第 2 節 (P53)	（別表 8）緊急輸送路一覧表 (全て)	（別表 8）緊急輸送<u>道</u>路一覧表 一覧表更新（別添「佐用町水防計画」P53 参照）	県担当部局情報による修正のため																																																				
第 10 章 第 2 節 (P54)	（別図 5）緊急輸送経路図	（別図 5）緊急輸送経路図 図面更新（別添「佐用町水防計画」P54 参照）	県担当部局情報による修正のため																																																				

項	修正前	修正後	主な理由等																																																																																																														
第 12 章 第 7 節 (P57)	■ 要請先 (修正箇所のみ) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="2">電話番号</th></tr><tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第3特科隊長</td><td>姫路市峰南町1番70号</td><td>079-222-4001</td><td>079-222-4001</td></tr></table>	区 分	所在地	電話番号		時間内	時間外	陸上自衛隊 第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号	079-222-4001	079-222-4001	■ 要請先 (修正箇所のみ) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="2">電話番号</th></tr><tr><th>時間内</th><th>時間外</th></tr><tr><td>陸上自衛隊中部方面特科 連隊第3科</td><td>姫路市峰南町1番70号</td><td>079-222-4001</td><td>079-222-4001</td></tr></table>	区 分	所在地	電話番号		時間内	時間外	陸上自衛隊中部方面特科 連隊第3科	姫路市峰南町1番70号	079-222-4001	079-222-4001	役職名変更のため																																																																																										
区 分	所在地			電話番号																																																																																																													
		時間内	時間外																																																																																																														
陸上自衛隊 第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号	079-222-4001	079-222-4001																																																																																																														
区 分	所在地	電話番号																																																																																																															
		時間内	時間外																																																																																																														
陸上自衛隊中部方面特科 連隊第3科	姫路市峰南町1番70号	079-222-4001	079-222-4001																																																																																																														
第 12 章 第 7 節 (P57-P58)	(別表 9) 災害時等応援協定等締結一覧 (修正箇所のみ) <table><tr><th>No</th><th>締結年月日</th><th>応援協定・覚書名称</th><th>区分</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>1</td><td>H8.7.1</td><td>兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>災害</td><td>兵庫県2市2町 岡山県2市1村</td></tr><tr><td>2</td><td>H18.3.27</td><td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td><td>災害</td><td>西播磨地域5市6町</td></tr><tr><td>3</td><td>H24.8.30</td><td>播磨広域防災連携協定</td><td>災害</td><td>播磨地域12市9町</td></tr><tr><td>7</td><td>H18.12.1</td><td>生活物資の確保及び供給に関する協定</td><td>災害</td><td>マックスバリュ西日本</td></tr><tr><td>12</td><td>H24.3.8</td><td>災害時等における相互協力に関する協定</td><td>災害</td><td>西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所</td></tr><tr><td>13</td><td>H24.3.30</td><td>災害時における施設使用に関する協定</td><td>災害</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店 株式会社NTT西日本-兵庫</td></tr><tr><td>14</td><td>H24.5.9</td><td>災害に係る情報発信等に関する協定</td><td>災害</td><td>ヤフー株式会社</td></tr><tr><td>17</td><td>H25.5.31</td><td>播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社 との連携・協力に関する協定</td><td>災害</td><td>播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社</td></tr><tr><td>32</td><td>R4.3.16</td><td>災害時における道路啓開や電気設備等の 復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</td><td>災害</td><td>関西電力送配電株式会社兵庫 支社</td></tr></table>	No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先	1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定	災害	兵庫県2市2町 岡山県2市1村	2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域5市6町	3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	災害	播磨地域12市9町	7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本	12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	災害	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所	13	H24.3.30	災害時における施設使用に関する協定	災害	西日本電信電話株式会社兵庫支店 株式会社NTT西日本-兵庫	14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	災害	ヤフー株式会社	17	H25.5.31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社 との連携・協力に関する協定	災害	播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社	32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の 復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	災害	関西電力送配電株式会社兵庫 支社	(別表 9) 災害時等応援協定等締結一覧 (修正箇所のみ) <table><tr><th>No</th><th>締結年月日</th><th>応援協定・覚書名称</th><th>区分</th><th>締結相手先</th></tr><tr><td>1</td><td>H8.7.1</td><td>兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定</td><td>災害</td><td>兵庫県2市1町 岡山県2市1村</td></tr><tr><td>2</td><td>H18.3.27</td><td>西播磨地域災害時等相互応援に関する協定</td><td>災害</td><td>西播磨地域5市5町</td></tr><tr><td>3</td><td>H24.8.30</td><td>播磨広域防災連携協定</td><td>災害</td><td>播磨地域13市8町</td></tr><tr><td>7</td><td>H18.12.1</td><td>生活物資の確保及び供給に関する協定</td><td>災害</td><td>マックスバリュ西日本株式会社 (現:株式会社フジ)</td></tr><tr><td>12</td><td>H24.3.8</td><td>災害時等における相互協力に関する協定</td><td>災害</td><td>西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 (現:福岡高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所</td></tr><tr><td>13</td><td>H24.3.30</td><td>災害時における施設使用に関する協定</td><td>災害</td><td>西日本電信電話株式会社兵庫支店</td></tr><tr><td>14</td><td>H24.5.9</td><td>災害に係る情報発信等に関する協定</td><td>災害</td><td>ヤフー株式会社 (現:LINEヤフー株式会社)</td></tr><tr><td>17</td><td>H25.5.31</td><td>播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社 との連携・協力に関する協定</td><td>災害</td><td>日本郵便株式会社</td></tr><tr><td>32</td><td>R4.3.16</td><td>災害時における道路啓開や電気設備等の 復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</td><td>災害</td><td>関西電力送配電株式会社兵庫 支社(現:姫路本部)</td></tr><tr><td>33</td><td>R6.2.14</td><td>災害時における支援協力に関する協定</td><td>災害</td><td>兵庫県石油商業組合</td></tr><tr><td>34</td><td>R6.4.4</td><td>災害時における被災者相談業務の実施に 関する協定</td><td>災害</td><td>兵庫県司法書士会</td></tr></table>	No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先	1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定	災害	兵庫県2市1町 岡山県2市1村	2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域5市5町	3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	災害	播磨地域13市8町	7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本株式会社 (現:株式会社フジ)	12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	災害	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 (現:福岡高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所	13	H24.3.30	災害時における施設使用に関する協定	災害	西日本電信電話株式会社兵庫支店	14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	災害	ヤフー株式会社 (現:LINEヤフー株式会社)	17	H25.5.31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社 との連携・協力に関する協定	災害	日本郵便株式会社	32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の 復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	災害	関西電力送配電株式会社兵庫 支社(現:姫路本部)	33	R6.2.14	災害時における支援協力に関する協定	災害	兵庫県石油商業組合	34	R6.4.4	災害時における被災者相談業務の実施に 関する協定	災害	兵庫県司法書士会	・組織名変更のため ・締結相手先の自治体 数に佐用町を含めてい たため ・新たに協定締結を行 ったため
No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先																																																																																																													
1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定	災害	兵庫県2市2町 岡山県2市1村																																																																																																													
2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域5市6町																																																																																																													
3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	災害	播磨地域12市9町																																																																																																													
7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本																																																																																																													
12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	災害	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 中国支社津山高速道路事務所																																																																																																													
13	H24.3.30	災害時における施設使用に関する協定	災害	西日本電信電話株式会社兵庫支店 株式会社NTT西日本-兵庫																																																																																																													
14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	災害	ヤフー株式会社																																																																																																													
17	H25.5.31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社 との連携・協力に関する協定	災害	播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社																																																																																																													
32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の 復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	災害	関西電力送配電株式会社兵庫 支社																																																																																																													
No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先																																																																																																													
1	H8.7.1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定	災害	兵庫県2市1町 岡山県2市1村																																																																																																													
2	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域5市5町																																																																																																													
3	H24.8.30	播磨広域防災連携協定	災害	播磨地域13市8町																																																																																																													
7	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本株式会社 (現:株式会社フジ)																																																																																																													
12	H24.3.8	災害時等における相互協力に関する協定	災害	西日本高速道路株式会社 関西支社福岡管理事務所 (現:福岡高速道路事務所) 中国支社津山高速道路事務所																																																																																																													
13	H24.3.30	災害時における施設使用に関する協定	災害	西日本電信電話株式会社兵庫支店																																																																																																													
14	H24.5.9	災害に係る情報発信等に関する協定	災害	ヤフー株式会社 (現:LINEヤフー株式会社)																																																																																																													
17	H25.5.31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社 との連携・協力に関する協定	災害	日本郵便株式会社																																																																																																													
32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の 復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	災害	関西電力送配電株式会社兵庫 支社(現:姫路本部)																																																																																																													
33	R6.2.14	災害時における支援協力に関する協定	災害	兵庫県石油商業組合																																																																																																													
34	R6.4.4	災害時における被災者相談業務の実施に 関する協定	災害	兵庫県司法書士会																																																																																																													